

平成22年1月13日
幡多信用金庫

中小企業者等金融円滑化に向けた取組み

当金庫では、「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行されたことに伴い、地域の中小企業者のみなさまに必要な資金の円滑な供給や、貸付条件の変更および住宅ローンをご利用されているお客様のご返済に関するご相談等に迅速に対応するため、下記のとおり「地域金融円滑化のための基本方針」を平成22年1月12日に定め、金融円滑化に向け全力で取組んでまいります。

記

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) 金融円滑化対策本部（平成22年1月12日設置済）

金融の円滑化に関連する主要部署を審査管理部とし総合企画部、コンプライアンス統括室、経営支援室等で組織横断的に構成し、当金庫の取組状況について情報の共有を図るとともに金融円滑化への取組について分析や検討を行ってまいります。

(2) 金融円滑化管理責任者（金融円滑化対策本部長兼任）

審査部担当役員をこれに任命しており、当金庫が適切な金融の円滑化の取組が行えるよう必要な体制を整備し、取組状況の分析結果をもとに随時関連部署や営業店を指導いたします。

また、金融円滑化への取組においてお客様の利益が著しく阻害される事案については速やかに理事会等に報告し、改善のための適切な対応を行います。

(3) 金融円滑化に関する相談窓口の設置

当金庫の各営業店では、金融の円滑化を図るため「金融円滑化相談窓口」として下記の責任者および担当者を任命しており、新規のお借入や既にあるお借入（事業資金または住宅ローン）に対するご返済条件の変更等のお問い合わせやご要望、または苦情相談等に対し真摯に対応させていただき体制を整えております。

- | | |
|----------------|---------------|
| ○金融円滑化営業店管理責任者 | 営業部長または支店長 |
| ○金融円滑化営業店管理担当者 | 融資担当役席または支店次席 |

(4) 金融円滑化苦情専用窓口の設置

本部のコンプライアンス統括室に金融円滑化苦情専用窓口を設置いたします。

営業店で受け付けた苦情につきましても、金融円滑化苦情専用窓口で一元的に把握いたします。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情は、次の窓口をご利用ください。

幡多信用金庫 コンプライアンス統括室

電話番号 0880-34-2121

以 上